

新	旧	備考
簡易通知型包括保険約款 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00006 沿革 (略) <u>平成30年2月26日 一部改正</u>	簡易通知型包括保険約款 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00006 沿革 (略)	
第1章～第2章 (略)	第1章～第2章 (略)	
第3章 てん補の範囲 第8条～第9条 (略)	第3章 てん補の範囲 第8条～第9条 (略)	
(てん補範囲等) 第10条 日本貿易保険は、輸出契約等の相手方（輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金の支払人が異なる場合には、いずれかのもの。以下この項、<u>第4項及び第6項</u>において同じ。）が第1号に該当する場合には第11条第1号のてん補危険について第12条第11号に該当する事由により生じた損失を、第2号に該当する場合には第11条第1号のてん補危険について第12条第12号又は第13号に該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。 一～二 (略) 2～5 (略) <u>6 日本貿易保険は、輸出契約等が仲介貿易契約のみに該当する場合であって、当該輸出契約等の相手方が次の各号のいずれかに該当するとき（輸出契約等の相手方の変更により該当することとなった場合を含み、それ以外の保険関係の成立日の後に該当することとなったときを除く。）は、前各項の規定にかかわらず第12条第12号から第14号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。</u> <u>一 買契約（被保険者が、保険証券記載の仲介貿易契約に基づいて販売又は賃貸するために、仕向国以外の外国の地域において生産され、加工され、又は集荷された貨物を購入する契約をい</u>	(てん補範囲等) 第10条 日本貿易保険は、輸出契約等の相手方（輸出契約等の締結の相手方と当該輸出契約等に係る代金の支払人が異なる場合には、いずれかのもの。以下この項<u>及び第4項</u>において同じ。）が第1号に該当する場合には第11条第1号のてん補危険について第12条第11号に該当する事由により生じた損失を、第2号に該当する場合には第11条第1号のてん補危険について第12条第12号又は第13号に該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。 一～二 (略) 2～5 (略)	

新	旧	備考
<u>う。以下同じ。）の相手方の本店又は支店（買契約の相手方が支店の場合は、当該相手方の他の支店を含む。）</u> <u>二 買契約の相手方と特定の資本関係がある者として、次のいずれかに該当するもの</u> <u>イ 買契約の相手方の親会社又は子会社</u> <u>ロ 買契約の相手方の直接親会社の直接子会社</u> <u>ハ 議決権の過半数を買契約の相手方、買契約の相手方の直接親会社又は買契約の相手方の直接子会社のうちいずれか2者以上が保有する法人（イ及びロに該当する法人を除く。）</u> <u>ニ イ、ロ及びハに該当する法人の支店</u> <u>三 その他前各号に掲げる者と実質的に同視できるものとして、日本貿易保険が特に認めたもの</u>		
第11条～第13条 （略）	第11条～第13条 （略）	
第4章～第9章 （略） <u>附 則</u> <u>この改正は、平成30年4月1日から実施する。</u>	第4章～第9章 （略）	
別表 （略）	別表 （略）	